



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定（科学技術振興課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1

告 示

沖縄県告示第1号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第6条の規定により、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 イノベーションサポート沖縄株式会社 宜野湾市大謝名二丁目8番5号
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

沖縄県告示第2号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第675号で同意の認定をした知念加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年1月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--